

大津市（仰木地域）における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者
本堅田	南向き：大津市本堅田三丁目12番48号地先 北向き：大津市本堅田五丁目11番21号地先	一般乗用旅客自動車運送事業者（琵琶湖タクシー株式会社）が行う乗合旅客の運送事業（道路運送法第21条第2項、通称「のりあいタクシー『光ルくん号』」）の用に供する自動車	最左欄の停留所等を使用している一般乗合旅客運送事業者と運航時刻について、調整を図ること 最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る	江若交通株式会社 滋賀県公安委員会 大津市 近畿運輸局